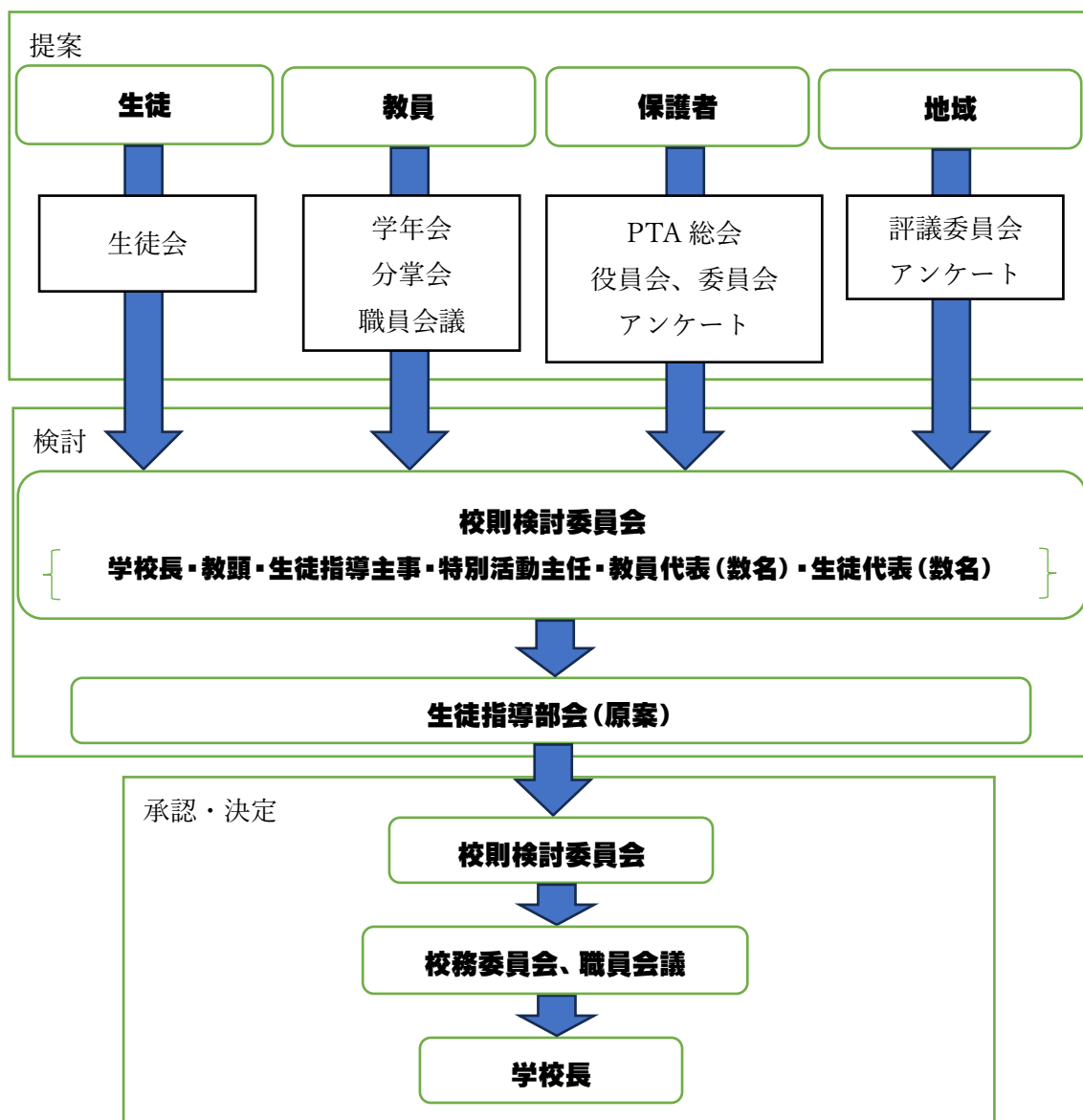


小牧南高等学校 校則の変更手続きについて

ア 手続きのフローチャート



イ 校則の変更を提案する者は、職員、生徒、生徒の保護者、地域住民とする。ただし、生徒からの提案は生徒会が、地域住民からの提案は評議委員がとりまとめることとする。

ウ 校則の変更を検討する場合は、以下の通りとする。

- (1) 教職員の場合…校務委員会、分掌会、学年会、職員会議
- (2) 生徒の場合…学級会、生徒議会、各委員会
- (3) 保護者の場合…PTA 総会、役員会、委員会、その他任意の会合
- (4) 地域住民の場合…評議委員会

エ 提案者から変更案が提出されたら、定例の校則検討委員会で検討する。

オ 校則の検討に際しては、変更による影響や継続可能性を精査する。

カ 校則の変更については、学校長が最終的に承認し決定する。